

## 火災保険申請サポートサービス 利用申込書

サービス提供元：エルミック株式会社  
エルミック株式会社 東京都中央区勝どき六丁目3番2-4904号

申込日	年 月 日	申込書番号	
契約者 氏名	フリガナ	印	私は「火災保険申請サポートサービス利用規約」を受領し、記載の内容を了知したため、申し込みます。
ご住所	〒		
電話番号			

## 必要情報

保険会社名			
保険証券番号			
対象建築物の築年数	年	対象物件情報	
		物件住所	〒

※複数物件の場合は別紙にて物件情報の記載をお願いいたします。

支払い同意	印	支払者が契約者と異なる場合の同意 私は、契約者が申込む本申込書記載のサービス利用料金について、契約者に代わり支払うことに同意します。
-------	---	---

実施業務	1	建物の屋内及び屋外の点検（役務提供開始）	6	損害保険申請のための報告書作成業務
	2	建物の屋内及び屋外の調査	7	鑑定会社の鑑定についてのサポート業務
	3	建物の屋内及び屋外の診断	8	鑑定会社との取次についてのサポート業務
	4	保険会社への事故報告連絡及びサポート業務	9	保険会社との取次についてのサポート業務
	5	損害保険申請のための見積り作成業務	10	1～9 に付随する業務

対価	成果報酬として、お客様（甲）が、保険会社より支払いを受けた保険金（見舞金及び臨時費用含む）の40%（税別）
特記事項	① お客様（甲）が保険会社より、保険金の支払いをうけることができなかった場合には、費用は一切、発生致しません。 ② 建物の点検・調査・診断後に、お客様（甲）が、本契約を解約した場合にはエルミック株式会社（乙）が、乙が建物の点検、調査、診断を実施した結果として乙が出した見積金額の40%（税別）を請求させていただきます。 ③ 商品名：火災保険申請サポートサービス業務（提供者：エルミック株式会社） ④ 役務の提供時期：本契約締結日より開始 ⑤ 有効期間：1年間

提供事業者（乙）	会社名	エルミック株式会社	代表	佐々 純平
	TEL	03-6861-4181	住所	東京都中央区勝どき六丁目3番2-4904号
	担当者名		LINE 友達追加 募集中	

# 火災保険申請サポートサービス利用規約

お客様（以下、「甲」という。）とエルミック株式会社（以下、「乙」という。）は、火災保険申請サポートサービスに関する契約（以下、「本契約」という。）を次の通り締結する。

## 第1条（目的）

乙は甲に対し、甲の損害保険金受領を目的として、甲が行う保険金申請に関する指導・助言等のコンサルティングを行うものとする。

## 第2条（業務内容）

- 乙の行う業務内容（以下、「本業務」という。）は、利用申込書に記載の「実施業務」とおとしする。
- 本業務の詳細及び役務を提供する時期については、その都度甲乙間で別途協議のうえ決定するものとする。

## 第3条（対価）

- 甲は、乙に対し、本業務の対価として、保険会社より支払いを受けた保険金（見舞金及び臨時費用含む。以下同様。）の40%（税別）を支払うものとする。
- 甲は、乙に対し、保険会社より保険金の支払いを受けた日より3日以内に、本業務の対価を乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

## 第4条（情報・資料等の提供）

- 乙は、本業務遂行のために必要な甲が保有する情報・資料等（個人情報を含む）を、甲から無償で貸与又は提供を受けることができる。甲は、乙が本業務を遂行するために必要な協力を行うものとする。
- 乙は、前項で貸与・提供された情報・資料等（個人情報を含む）を、本業務に必要な範囲内で利用するものとし、善良なる管理者の注意をもってこれらを管理する。

## 第5条（秘密保持義務）

- 甲及び乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約に基づき相手方より開示又は提供された業務上、営業上及び技術上知り得た情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩しないものとする。なお、次の各号に該当する情報は、この限りではない。
  - 開示時に、既に自ら所有していた事が証明された情報
  - 開示時に、既に公知であった情報
  - 開示後に、自己の責に帰属すべき事由によらないで公知となった情報
  - 開示後に、正当な権限を持つ第三者から適法に入手した情報
- 甲（甲が法人である場合）及び乙は、自己の責任において本業務に関与する自己の役員および従業員等に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。

## 第6条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約の締結の日より1年間とする。

## 第7条（契約の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡できない。

## 第8条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して他方に損害を与えた場合、相手方に対し、本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負う。ただし、当事者の責に帰することができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わない。

## 第9条（免責）

乙は甲に対して、本業務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の損害一切の責任を負わないものとする。

## 第10条（本契約の解約）

本契約は、第6条に定める契約期間中であっても、一方当事者からその相手方当事者に対する事前の通知をなすことにより、いつでも解約することができる。ただし、甲が乙による建物の点検・調査・診断後に本契約を解約した場合、乙に対する違約金として、乙が建物の点検、調査、診断を実施した結果として乙が出した見積り金額の40%（税別）を、解約を受けた日から3日以内に乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。振込手数料は甲が負担するものとする。

## 第11条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相当の期間を定めて催告し、催告期間が終了しても違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。

## 第12条（信義則）

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

## 第13条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地がある地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。  
以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各1通を保有する。

## クーリング・オフのお知らせ

ご契約いただきます契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を充分お読み下さい。※「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

1 お客様が、お申込み（契約）された本契約は本書面に記入された日を含めて8日を経過するまでは、無条件で申込みの撤回を行う事（以下「クーリング・オフ」）ができ、その効力は書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で、商品の引渡を受け、あるいは役務の提供を受け、かつ、代金の全文を支払うこと）で、その金額が、3000円未満のときは、クーリングオフはできません。

2 この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求される事はありません。②すでに代金または、対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受ける事が出来ます。③すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは、移転された権利の返還に要する費用等の支払義務はありません。④商品を使用し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払い義務はありません。また役務の提供を受け、又は施設を利用した場合でも、当該契約にもとづく対価の支払い義務はありません。⑤クーリングオフがあった場合は、役務提供により、消費者の土地や建物その他の工作物の現状が変更された場合は、事業者に対して、原状回復に必要な措置を無償で実施することを請求できます。

3 なお、健康食品、不織布及び幅が13cm以上の織物、防虫剤・殺虫剤・防臭剤及び脱臭剤（医薬品を除く。）、化粧品・毛髪用剤及び石鹸（医薬品を除く。）、浴用剤・合成洗剤・洗浄剤・つやだし剤・ワックス・靴クリーム並びに歯ブラシ、履物、壁紙、配置剤については、使用又は消費した場合（ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます。）は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

4 上記のクーリング・オフの行使を妨げる為に事業者が不実の事を告げたことによりお客様が誤認し、または威迫した事により困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフする事が出来ます。

<input type="checkbox"/> 郵便はがき	契約日
〒	平成〇年〇月〇日
〇〇〇〇	販売店住所
〇〇〇〇	電話番号
〇〇〇〇	商品名、役務の種類
〇〇〇〇	解除します。契約は
〇〇〇〇	右記日付の契約は
〇〇〇〇	解除します。

<記入例>